

法人事業税(令和4年4月1日から開始する事業年度)

| 法人区分 | 課税標準 | | 所得等の区分 | 税率 | |
|---|---|---------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------|
| | | | | 軽減税率適用 | 軽減税率不適用 |
| 資本金1億円以下の普通法人 | 所得及び清算所得 | 所得割 | 年400万円以下の所得 | 所得×3.5% | 所得×7% |
| | | | 年400万円を越え年800万円以下の所得 | 所得×5.3% | |
| | | | 年800万円を越える所得 | 所得×7% | |
| 特別法人 (農業協同組合, 信用金庫, 医療法人など) | 所得及び清算所得 | 所得割 | 年400万円以下の所得 | 所得×3.5% | 所得×4.9% |
| | | | 年400万円を越える所得 | 所得×4.9% | |
| 電気供給業(発電・小売・特定卸供給事業を除く)・ガス供給業(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業)・保険業を行う法人 | 収入金額 | 収入割 | 収入金額×1% | | |
| 電気供給業(発電・小売・特定卸供給事業)を行う法人 | 資本金1億円超の | 収入金額, 付加価値額, 資本金等の額 | 収入割 | 収入金額×0.75% | |
| | | | 付加価値割 | 付加価値額×0.37% | |
| | | | 資本割 | 資本金等の額(若しくは資本金と資本準備金の合計額)×0.15% | |
| | 下超の法人 | 収入及び所得金額 | 収入割 | 収入金額×0.75% | |
| | | | 所得割 | 所得×1.85% | |
| ガス供給業(特定ガス供給業(以下項目8参照))を行う法人 | 収入金額, 付加価値額, 資本金等の額 | 収入割 | 収入金額×0.48% | | |
| | | 付加価値割 | 付加価値額×0.77% | | |
| | | 資本割 | 資本金等の額(若しくは資本金と資本準備金の合計額)×0.32% | | |
| 資本金1億円超の普通法人(外形標準課税法人) | 所得及び清算所得 | 所得割 | 所得×1% | | |
| | 付加価値額 | 付加価値割 | 付加価値額×1.2% | | |
| | 資本金等の額 | 資本割 | 資本金等の額(若しくは資本金と資本準備金の合計額)×0.5% | | |
| 1 | 軽減税率が適用されない法人とは、茨城県を含む3以上の都道府県に事務所又は事業所があり、かつ資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものをいいます。それ以外の法人(外形標準課税法人を除く)は、軽減税率が適用されます。 | | | | |
| 2 | 事業年度の期間が1年に満たない場合の所得区分については、それぞれの区分について[(所得区分の金額)×(事業年度の月数)÷12]により計算した金額に読み替えて適用します。この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り上げます。 | | | | |
| 3 | 公益法人等で収益を行うものは、普通法人の税率が適用されます。 | | | | |
| 4 | 外形標準課税法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等, 特別法人, 人格のない社団等, 投資法人等及び主入金のみを課税の基礎とする法人を除きます。)をいいます。(外形標準課税法人は、軽減税率が適用されなくなりました。令和4年4月1日以降開始の事業年度から) | | | | |

| | | |
|---|--|---|
| 5 | 「資本金等の額」とは、以下の式により計算された額をいいます。(地方税法第72条の21) | |
| | $\text{法人税法第2条第16号に規定する資本金等及び連結個別資本金等の額} + (\text{過去事業年度(1)} - (\text{過去事業年度の(2)} + \text{過去事業年度の(3)}) + \text{当該事業年度中の(1)} - \text{当該事業年度中の(3)})$ | |
| | (1) | 平成22年4月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金(総務省令に規定したものに限る。)を同法第450条の規定により資本金とし、または同法第448条第1項第2号の規定により利益準備金の額の全部もしくは一部を資本金とした額 |
| | (2) | 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本または出資の減少(金銭その他の資産を交付したものを除く。)による資本の欠損の補填に充てた金額並びに旧商法第289条第1項及び第2項に規定する資本準備金による旧商法第289条第1項及び第2項第2号に規定する資本の欠損補填に充てた額 |
| | (3) | 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金(総務省令で定めるものに限る。)を同法452条の規定により損失の補填に充てた金額 |
| 6 | 資本金等の額が、事業年度の末日現在における資本金及び資本準備金の合算額または出資金に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額または出資金の額を上限の区分に使用します。 | |
| 7 | 資本金等の額が1,000億円を超える法人の資本割については、別途計算します。 | |
| 8 | ガス供給業(特定ガス供給業) … 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であってガス事業法に規定するガス製造事業者(特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化天然ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。)である法人 | |

このページに関するお問い合わせ

総務部税務課賦課
茨城県水戸市笠原町978番6
電話番号:029-301-2429
FAX 番号:029-301-2448